

町・県民税の申告相談

2月16日より地区別開始

今年も町・県民税の申告の時期になりました。申告書の提出が遅れますと、納税通知が遅くなるばかりか、課税証明書等の発行も速やかにできなくなる場合がありますので、必ず期限内に申告してください。また、期限間近、特に3月7日以降になると大変混雑し、ご迷惑をおかけすることになりますので、申告はなるべくお早めにお願いたします。

申告する人

- ①平成24年1月1日現在、三芳町に住所のある人。
- ②他市町村に居住し、三芳町に事業所又は家屋敷を所有する人。
- ※町・県民税の申告用紙は、1月下旬に送付していますが、届いていない人で申告が必要な人は住民税係まで連絡ください。

申告に必要なもの

- ①申告書
 - ②印鑑
 - ③ボールペン及び計算用具
 - ④所得金額を証明する書類（源泉徴収票・決算書の控等）
 - ⑤国民健康保険・介護保険料・後期高齢者医療保険料及び国民年金等の領収書
 - ⑥支払生命保険料（個人年金保険料）及び地震保険料の控除証明書
 - ⑦その他参考となるもの（障害者手帳・学生証等）
- ※ただし、納税義務者が単身赴任などで、町外に住んでいる場合は申告してください。
- ※医療費控除申告手続きの際には、

申告しなくてもよい人

- ①サラリーマンの場合で勤務先から町に給与支払報告書が送付される人。
- ②所得税の確定申告をする人。
- ③納税義務者の控除対象配偶者や扶養親族になつていない人。

町県民税の扶養控除額の新旧比較表

区分	改正後	改正前
年少扶養控除（16歳未満）	廃止	33万円
その他扶養控除（16歳以上19歳未満）	33万円	45万円
特定扶養控除（19歳以上23歳未満）	45万円	
その他扶養控除（23歳以上70歳未満）	33万円	33万円
老人扶養控除（70歳以上）	同居老親	45万円
	上記以外	38万円

平成24年度より適用される町県民税の主な税制改正

扶養控除の見直し
子ども手当の創設に伴い、年少扶養控除（扶養親族のうち、年齢16歳未満のものをいう。）に対する扶養控除が廃止されました。また、特定扶養親族（16歳以上23歳未満）のうち、年齢16歳以上19歳未満の者に対する扶養控除の上乗せ部分（12万円）を廃止し、扶養控除の額が33万円となりました。

※年齢は各年の12月31日現在

同居特別障害者加算の特例の改組

扶養控除の見直しに伴い、同居特別障害者の特例は、扶養控除額に加算する制度から特別障害者控除の額30万円に23万円を加算する措置に改められました。年少扶養親族に対する控除は廃止されましたが、16歳未満の人で合計所得金額が38万円以下で同居特別障害者に該当する場合は、特別障害者控除30万円に23万円が加算され、合計53万円の控除を受けられることができます。（扶養控除は受けられません。）

寄附金税額控除の改正

平成23年1月1日以後に支出した寄附金税額控除の適用下限額が2千円に引き下げとなりました。※東日本大震災の被災地へ義援金として寄附された場合は、所得税（平成23年分）と個人住民税で控除が受けられる場合があります。なお、この寄附金控除を受ける場合には領収書の原本が必要です。

上場株式等に係る配当・譲渡所得等に対する軽減税率の延長

上場株式等の配当及び譲渡所得等に係る軽減税率10%（所得税7%、住民税3%）の適用が2年延長され、平成25年12月31日までとなりました。

町・県民税の申告相談日時および会場

期 日	対 象 地 域		会 場
	午前9時～11時	午後1時～4時	
2月16日(木)	上富1区	上富2・3区	三芳町役場 3階会議室
17日(金)	北永井1区	北永井2・3区	
19日(日)	上富・北永井・みよし台		
20日(月)	北永井1区	北永井2・3区	
21日(火)	藤久保1区		
22日(水)	藤久保1区		
23日(木)	藤久保2区		
24日(金)	藤久保2区		
26日(日)	藤久保・竹間沢		
27日(月)	藤久保3区		
28日(火)	藤久保3区		
29日(水)	藤久保4区		
3月1日(木)	藤久保5区		
2日(金)	藤久保6区		
5日(月)	竹間沢1区		
6日(火)	みよし台1区		
7日(水)	この期間は、上記の日程に都合のつかない人が対象になります。		
8日(木)			
9日(金)			
12日(月)			
13日(火)			
14日(水)			
15日(木)			

※平日以外にも、2月19日・26日の日曜日に相談を受け付けを行います。なお、両日とも相当の混雑が予想されますので、予めご了承願います。

必ず領収書を持参してください。

申告に関するお願い

- ①所得税の確定申告書が送付されている人は、川越税務署に申告してください。
- ②自分で申告書の記載ができる人又は源泉徴収票の提出だけで申告が完了する人は、郵送でも受け付けています。
- ③申告期間中は、職員が会場へ出

かけていますので、税務課の窓口では申告の受け付けはできません。

※簡易な所得税の確定申告も受け付けます。

ただし、左記①～⑧に記載した申告は受け付けられませんので、川越税務署で申告してください。

- ④配当所得の分離課税を選択した申告
- ⑤相続又は贈与税に係る生命保険契約や損害保険契約等に基づく年金による所得の申告
- ⑥住宅借入金等特別控除を受ける人で、増改築、認定長期優良住宅の新築等、住宅借入金を連帯債務、ローンの借り換え及びマイホームを譲渡された人
- ⑦青色申告
- ⑧退職所得の申告

川越税務署からのお知らせ

所得税等の確定申告はお早めに

平成23年分の所得税、消費税及び地方消費税、贈与税の申告期間及び納付期限等は次のとおりです。なお、平日以外の受け付けは2月19日・26日の日曜日に川越税務署のみ行います。

【時間】午前9時～午後5時 【場所】川越税務署

- ◆所得税 申告期間2月16日(木)～3月15日(木)まで 納付期限3月15日(木)
- ◆消費税及び地方消費税（個人事業者） 申告期限及び納付期限4月2日(月)まで
- ◆贈与税 申告期間2月1日(水)～3月15日(木)まで 納付期限3月15日(木)

※川越税務署の駐車場は大変狭いため、お車での来署はご遠慮ください。川越税務署「JR南古谷駅」徒歩7分。

なお、作成された申告書等は、必要書類と共に郵送等により提出することができます。（送付先：川越税務署）

東日本大震災により被害を受けられた人へ

平成23年12月に、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律」などが施行され、所得税などの国税に関して、東日本大震災により被害を受けた人や復興推進に向けた取り組みを対象として、新たな税制上の措置が追加されています。

平成23年4月に施行された「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」で創設された税制上の措置と合わせて、東日本大震災により被害を受けられた人等は、所得税などの軽減・免除を受けることができ、確定申告などの手続を行うことにより、税金の還付を受けることができます。

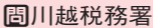
詳しくは、最寄りの税務署に確認するか国税庁ホームページをご覧ください。

国税庁 www.nta.go.jp

申告書等の作成は便利なホームページで！

国税庁のホームページでは、パソコンで所得税の確定申告書・青色申告決算書・収支内訳書及び消費税の確定申告書が作成できる「確定申告書等作成コーナー」を提供しています。

作成した申告書等は、プリンターで印刷し添付書類とともに、そのまま郵送などで税務署に提出することができ、申告書用紙の交付を受けるため税務署などに出向かずに自宅で都合のよい時間に申告書を作成することができますので、ぜひご利用ください。


川越税務署
 〒350-8666川越市大字並木452-2
 ☎235-9411